

# 保育の「質」の確保・向上のために求められること

## ～幼児教育無償化の実施に臨んで～

政府は、2019年10月から幼児教育の無償化を実施する方針です。あわせて「子育て安心プラン」を強力に推進しています。また一方で、2019年度は、子ども・子育て支援新制度において5年間を1期として各市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」の第2期が策定される時期です。それぞれの地域において、将来の保育・子育て支援に関する施策が明確になり、会員はその方向性に対応して運営方針や保育のあり方を検討していくかなければなりません。これらの動きとともに、国の「子ども・子育て会議」においては、新制度施行後5年で検討すべき課題、経過措置の継続等の議論が開始されています。

本会は、保育の量の拡大と質の向上を両輪として、ともに拡充すべきこととして意見表明を行ってきました。質の向上に関しては、さらなる処遇改善を求めていきます。

**根本 匠 厚生労働大臣**から、保育所・認定こども園等に期待する、役割や機能、地域の子育て支援への対応等をうかがい、今年10月からの幼児教育の無償化を前に、保育をめぐる情勢をどのように受け止め、さらなる保育の「質」の確保、向上につなげていくべきか、あらためて考えます。

### 幼児教育無償化の動きと、 認可保育所・認定こども園等への影響

**万田 康 全国保育協議会 会長(以下、万田)：**

政府は2019年10月から幼児教育の無償化を実施する方針としています。幼児教育の無償化は、本会もこれまで要望してきたように、子育て家庭の負担軽減につながります。

まずは、幼児教育の無償化に関連して、保育を取り巻く状況等、大臣のお考えをお聞かせください。

**根本 匠 厚生労働大臣(以下、根本)：**

政府としては、幼児教育の無償化を段階的に進めてきましたが、今般、消費税率引上げ分の使い道を変更し、子どもたち、子育て世代に、大胆に投資することでこれを一気に進めることとしました。

今回の幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の役割



の重要性と子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るといった少子化対策の観点から実施するものです。

今年の10月に迫った施行に向け、関係団体の皆さまをはじめ、地方関係者や関係省庁と密に連携しながら、準備を進めてまいります。

また、食材料費の取り扱いについては、これまで基本的に、実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化にあたってもこの考え方を維持します。具体的には、保育所等の3歳から5歳までの子どもたちの食材料費については、主食費・副食費ともに、施設による給食費の徴収を基本とすることとしました。

ただし、これまで保育料が無償とされていた生活保護世帯やひとり親世帯等の方々については、今後も副食費の免除措置を継続するとともに、副食費の免除措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充し、低所得の方々にも充分配慮したものにしていきたいと思います。また、食育の充実につなげる方策の一環として、保育士や栄養士といった保育所等の体制の充実策も併せて措置することとしています。

また、保護者や保育関係者への周知についても、わかりやすい周知用資料を作成するなど、行政の責任において、丁寧に行っていきます。

**万田：** ありがとうございます。

子ども・子育て会議における議論内容を含め、今後、無償化に伴う課題について、国民や保育関係者への丁寧な説明を、ぜひお願いいたします。

また、食材料費の取り扱いについては、とにかくご配慮をいただきたく存じます。

私たち保育所・認定こども園等にとって、食育を含めた食への取り組みは、保育の重要な役割であると、認識しています。食が、子どもの健康と発育には欠かせないものであり、心身の成長に大きく関連していることは言うまでもありません。家庭での食生活の補完、子どもの貧困への対応、アレルギー児や障害のある子どもたちへも確実に対応することにより、一人ひとりの子どもの育ちを保障しています。また、食材とのふれあいや体験は、たとえば、魚をさばく様子を見て命の大切さに気づくことのほか、ことば・数・量・重さ・科学的な発見等さまざまな学びの機会につながる、教育的な側面も強くもちあわせています。

子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設としても、子どもたちの福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場が求められていると思っています。

引き続きのご支援をよろしくお願いします。

### 待機児童解消に向けた 保育の「量」の拡充と「質」の確保・向上

**万田：** 続いて、今後の待機児童解消のための保育サービスの「量」の確保の観点から、お話をうかがいます。

幼児教育の無償化によって、新たな保育需要が喚起される可能性も考えられます。今後の待機児童解消や、保育の受け皿となる保育サービスの確保に向けて、政府の理念も含め、まずは大臣のお考えをお聞かせください。

**根本：** 待機児童の解消に向けて、2013年度から5年間で約53.5万人分の保育の受け皿を整備しました。2018年4月の待機児童数は10年ぶりに2万人を下回りましたが、現在も保育所等に預けられない保護者の方がまだまだいらっしゃる事実を真摯に受け止め、引き続き、取り組みを進めてまいります。

引き続き、待機児童の解消を図るとともに、女性の就業率8割に対応できるよう、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿確保に取り組んでまいります。

なお、幼児教育の無償化と待機児童との関係については、既にほとんどの子どもが認可施設を利用できている3歳から5歳児を対象としていることや、0歳から2歳児については、住民税非課税世帯に限定していること

から、影響は限定的と考えています。

**万田：** 私たち保育所・認定こども園等も、保育ニーズに応えることができるよう、尽くしていきます。そのためには保育人材の確保や保育サービスの「質」の確保・向上が重要です。政府の支援強化をお願いします。

**根本：** 待機児童の解消のためには、保育の受け皿拡大と同時にそれを支える保育人材の確保が不可欠です。このため、処遇改善をはじめ、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった観点から、総合的に支援を行うことが必要です。



処遇改善については、政権交代後、毎年度実施してきており、引き続き、精一杯取り組んでまいります。加えて5年の実務従事により返還が免除される修学資金貸し付け、ICTの導入や保育補助者の雇い上げの補助、保育士宿舎の借り上げ支援、潜在保育士と保育事業者とのマッチング支援等、さまざまなメニューを用意し、総合的な支援に力を尽くしてまいります。

また、社会保障と税の一体改革において、消費税財源以外の財源により実施するとした、保育の「質の向上」を実施するため、いわゆる「0.3兆円超」のメニューについては、保育人材の処遇改善等、財源が確保できたものから取り組んできており、残りのメニューについても、引き続き、財源確保に努めています。

**万田：** 「量」の拡充が進められている一方で、私どもは人口減少地域での保育機能の維持も大

きな課題であると思っています。その対策については、本会でも検討を進め、国との意見交換をさせていただきたいと思います。

話は戻りますが、保育の「量」拡充については、新たな事業類型が作られる等の流れがありますが、地域の需給計画の影響や、保育の「質」確保の観点からも、懸念を持っています。

**根本：** 内閣府の所管になりますが、企業主導型保育事業については、制度創設からわずか3年で約6万人分の整備がされたということで、欠かせない保育の受け皿となっています。

一方、同時にさまざまな課題が生じてきています。事業の実施体制を強化することが急務となっているということで、質の確保・事業の継続性・自治体との連携・指導監査のあり方等について検証し、改善方策を検討するための委員会を設置することが昨年末、宮腰少子化担当大臣<sup>\*</sup>から発表されました。

厚生労働省としても、検討会の議論の内容も踏まえ、内閣府と協力しつつ、保育の質の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**万田：** さて、保育人材の確保の観点からお話をうかがいます。

保育士・保育教諭等をとりまく情勢等により、業務環境等の変化がめまぐるしい状況もあります。すなわち、現場の負担が非常に大きいと感じています。0.3兆円超を含む1兆円超の恒久的な財源を早期に確保いただき、保育の「質」向上のための配置の改善等の実現を求めてます。

保育人材の処遇改善は、以前に比べると大きく改善されてきていますが、まだ他分野に比べると低い水準であると感じています。大臣には、ぜひともさらなる改善を期待しています。

私たち保育所・認定こども園等は、実際の保育現場において処遇改善や職場環境の改善にも努め、保育所・認定こども園等の魅力発信等に取り組んでいきます。政府にはぜひともその後押しをお願いしたいのです。

**根本：** 保育人材の処遇改善については、政権交代後、合計11%、月3万5千円相当の改善を実現し、これに加えて、技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行ってきました。

累次の処遇改善の取り組みもあり、保育士

の年収については、2013年に約310万円であったものを底に上昇に転じ、その後、着実に上昇し、2017年は約342万円となっています。さらに今年度の人事院勧告に準拠した処遇改善に加え、4月からは、1%、月3,000円相当の処遇改善を行うこととしており、引き続き、処遇改善に取り組んでまいります。

先ほど申し上げた「質の向上」を実施するための「0.3兆円超」のメニューのうち、1歳児や4・5歳児の人員配置の充実に向けては、引き続き、予算確保に努めてまいります。

また、保育の仕事の魅力発信についても、積極的に発信していかたいと考えています。

**万田：** また、昨今は「働き方改革」の言葉もよく耳にします。保育士・保育教諭等が、保育所・認定こども園等で長く働き続けることができるよう、園内で保育士・保育教諭等が働きやすい環境づくりや、就業後のギャップを少なくするために、保育士養成校等との連携により保育士・保育教諭等をめざす学生の実習受け入れや潜在保育士等の支援にも力を入れていきたいと思っています。

**根本：** ご指摘のとおり、保育士等の方からは、労働条件や職場環境の改善を望む声が多く聞かれており、保育所のなかでも「働き方改革」を行っていく必要があります。そのため、保育士等の業務負担を軽減するために、保育の計画や記録の作成や保護者との連絡、登降園管理等を行うICTの導入の支援や、保育士等の業務の補助者や、さらに清掃等の周辺業務のサポートをする方の雇上げ支援等、就業継続に向けた各事業を実施しています。

さらに、厚生労働省としても、省内に「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」を



設置し、全省的に医療・福祉サービスの改革による生産性の向上を図ることとしています。保育の分野においても、生産性向上の取り組みを加速してまいりたいと考えております。

**万田：** 平成29年から始まった保育士等キャリアアップ研修については、保育士・保育教諭等の個々の保育の質を向上させ、かつ、保育士・保育教諭等の処遇改善にもつなげる施策として打ち出されました。その状況下で、研修のために職員を派遣することに、現場では苦慮している等の課題があるのも実情です。

現場からは、保育士等キャリアアップ研修についても、より扱いやすいよう、運用の柔軟化を求める声もあります。ぜひとも配慮をお願いしたく存じます。

**根本：** 保育士の専門性の向上を図るために、2017年度に、乳児保育や幼児教育、障害児保育といった職務分野に対応した研修の体系化を行い、キャリアアップのための研修制度を創設しました。

研修の受講機会を確保するため、2017年度予算で、保育所等の運営費において、研修を受講する際の代替職員の配置に要する費用について、拡充を行いました。

また、都道府県に、保育士と保育事業者のマッチングを行う保育士・保育所支援センターの設置を促進しています。一部のセンターではフルタイムやパートといった雇用形態のほか、研修受講の際の代替職員も含め、短期的な就業に関する求人や求職を受け付け、職業紹介を行っており、こうした取り組みを全国に拡大されることにより、研修を受講できる環境づくりを進めてまいります。

### 保育の「質」のさらなる向上のために

**万田：** 続いて、保育の質の確保・向上に向けて求められる取り組みについて、お話をうかがいたく存じます。厚生労働省では、平成30年5月に「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」を立ち上げ、9月末にはその中間的な論点の整理を示されました。まずは、その取り組みの方向等について、厚生労働省としてどのような思いのもと取りまとめられたか、大臣のお考えをお聞かせください。

**根本：** 2018年4月には、10年ぶりに保育所保

\*全保協事務局注：宮腰光寛内閣府特命担当大臣（少子化対策）

育指針が改正されました。新たな保育所保育指針に基づく保育実践を各園において実施していただくことは非常に重要です。

「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」は、主として保育の「内容」面から、保育の質の確保・向上を図るために方策を検討するために設置し、昨年9月には「中間的な論点の整理」をお示しました。

「中間的な論点の整理」のなかには、そもそも保育の質をどのように捉えるか、保育現場の職員間の対話や保育の振り返り・自己評価をどう進めるか、保護者や地域住民、地域の関係機関との連携・交流をどう行うか等、さまざまな検討事項を盛り込んでいます。これらの事項については、さらなる検討を進め、具体的な施策に落とし込んでいきたいと考えております。

**万田：** 保育所保育指針に基づく保育実践の充実に向けた取り組みが日常的に行われることが重要であると、私たちも認識しています。自己評価や第三者評価、研修の充実等により保育の「質」向上に取り組んでいきます。

子ども主体の保育等、子どもの健やかな育ちに本当に必要な保育や保育の専門性について、社会に正しく理解してもらうことが必要であると思っています。また、私たちは、認可保育施設の「質」を明確化し、発信していく必要があると思っています。



保育所・認定こども園等やそこで働く保育士・保育教諭等は、子育ての総合的な専門性を発揮できる存在として、地域の地域子育て

支援にあたっています。子育てに関するさまざまな相談を受け、地域の子どもの育ちや子育て家庭を支える、それも、私たち保育所・認定こども園等の役割であると認識しています。

**根本：** 保育所の受け皿整備等の環境整備に取り組むとともに、ご自宅で子育てをされている方々への支援もあわせて実施していくことが重要であると考えています。

そのため、親子の交流や子育てに関する不安、悩み等を相談できる場としての地域子育て支援拠点の整備を進めています。具体的には、子育て親子の交流の促進・子育てに関する相談援助等に加え、一時預かりや高齢者等の多様な世代との交流等も実施していただいているります。

保育所や認定こども園等においても、こうした拠点となっていただき、地域全体として、子育て世帯への充実した支援が行われるよう、取り組んでまいりたいと考えています。

**万田：** 日々の保育のなかでも感じるのが、毎日長時間、複数の職員が子どもにかかわることにより、子どもたちやその保護者のささいな変化や違和感に、保育所・認定こども園等は気づきやすい立場にある、ということです。

日々の保育のなかで感じ取れる子どもたちや保護者のちょっとした違和感、小さな変化から、児童虐待の前兆や、見えないSOSに気づくことで、児童虐待の予防や早期対応につなげができると思っています。

**根本：** 児童虐待については、児童相談所における相談対応件数が年々増加しており、重篤な児童虐待事件も後を絶たない等、依然として深刻な社会問題となっています。

児童虐待の予防、早期発見、早期対応のためには、地域においてすべての子どもがつながりを持ち、切れ目ない支援を受けられる体制をつくっていくことが重要です。

とくに、日常的に子どもや保護者と接している保育所・認定こども園等においては、虐待が疑われる子どもに気づいた場合の市町村や児童相談所への速やかな通告、専門性を活かした家庭への支援等、大きな役割を担っていただいているところですが、地域での見守り・支援の観点から、虐待等により支援を要する家庭の子どもの優先保育、そうした子どもや家庭に関する情報共有等、自治体と連携した取り組みについても引き続きご協力を

願いします。

**万田：** ありがとうございます。私たち全国保育協議会は、公立保育所・公立認定こども園等を会員に抱える唯一の全国組織です。

公立保育所・公立認定こども園等は、地域の保育施設に研修等を行い、地域の保育の「質」を底上げしたり、または困難ケースに対して行政のネットワークを活かした連携等により対応したりしています。行政の財政難により、減少傾向が見られますが、地域で欠かせない役割を担っていると思っています。

人口減少地域における公立保育所・公立認定こども園等の存在意義も大きいと思っていますが、大臣が抱く公立保育所・公立認定こども園等の役割や、今後の方向性について、お考えをお聞かせいただけませんでしょうか。

**根本：** 一般に、公立保育所等については、職員の経験年数も長く、園でこれまで培ってきた知識や経験もありだと思います。

そのため、培った知識・経験を活かし、その保育内容やノウハウを他の保育所等と共有していただきことや、積極的に小規模保育事業等との連携施設を担っていただく等、地域全体の保育の質の向上を図っていただきたいと考えております。

また、子育てにお悩みの保護者に対する助言・相談支援や、配慮が必要なお子さんの受け入れ等、もちろん、公立私立問わず行っていただきたいと考えてますが、行政との強いつながりがある強みを活かしつつ、各地域の保育施策の中核的な役割を担っていただきたいと考えております。

### 保育関係者への期待

**万田：** 本日は、今年10月から始まる幼児教育の無償化にかかり、さらなる保育の「質」の確保、向上のために、私たち保育所・認定こども園等が求められることは何かを主眼に、根本大臣とお話をさせていただきました。

今後も国民が保育に求める役割や保育ニーズ、そしてそれに応えるため、私たち保育関係者に課せられた役割は、社会的意義も大きなものと認識しています。

最後に根本大臣から、保育関係者への期待をお聞かせいただけますでしょうか。

**根本：** まず、子育て世帯の方々が子育てと仕事を

無理なく両立でき、かつ、その子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、日々、保育の現場を支えていただいている保育関係者の皆さんに、あらためて心から敬意を表します。

保育施策の充実は、女性活躍や少子化対策を進める、政府の最重要課題の一つとして、取り組んでいます。



保育施策の推進にあたっては、現場の保育所・認定こども園等のご理解とご協力が不可欠であり、そのためには、多数の会員を有する全国保育協議会のお力添えが必要です。とくに本年は、幼児教育の無償化等の制度変更もございます。今後とも、子どもが健やかに成長できる環境作りに向け、引き続きご理解・ご協力をお願いしたいと考えています。

**万田：** 保育所・認定こども園等は、その保育の専門性を活かし、地域のすべての子育て家庭を支える役割を担っています。

児童福祉施設である私たち保育所・認定こども園等は、社会的孤立、経済的困窮等の複合的な福祉ニーズを抱える子育て家庭を支えることも、使命であると思っています。

本日、大臣からいただいた言葉を胸に、わが国のすべての地域において、すべての子どもたちを育むという社会的使命を認識しながら、会員とともに保育の「質」の向上を実現していきたいと思っています。

**根本：** 心から期待しています！

**万田：** 本日はお忙しいなか、ありがとうございました。